

をいふと云説あり、夏のをば、玄めしといふ、玄めちがはらも、玄めしのはらといふ説あり、あ
だし野はさしてそのところともなく、たゞあだなる事にもよめり。

〔藻鹽草三儀〕野

春野 夏野已上二は、の事あり 秋の野あり、字 冬野 かげ野山のかげ野とも、又と かれ野す

そ野 あづまの野 やけ野 野ぢ 野原 くら野 冬野 也 あさぢ野 野風 野分 野山か

よめり野邊 野澤 野田 野木 野火 野萩 野ら秋の野らなど云り、只野が、但いさか、又云、

いやへり、○中略 野かみ 野寺 野立 野の中 山の川のかた岡かけて玄むる野 野のひ

野中 野のうきづき也 野つきはなりき玄野也、入す、のしのや野となけれ共、のはあふせや

の事也のする野 春秋あた玄野さしてその所共なく、たゞあたなること すがるなる野酔輕成野

が草のすのかれてかるく成野か、草のすとはくきなり、万には、こしほそく、すがるをとめとよめり、

くのこといふにも、のへかけりすぐるのす、きと云も、す、きのやけてすのくるきを云也、か

々、但これいかと云この野北野也神をそへて云をちかたのべ 春の大野やくと子をおもふす

だちの小野名所か、いなや、野をやくはらなや 秋の野に花乃いろくとりすべてゆふかりを

野、あさぢふのをの、玄の原名所もあり、又名所ならでも、おもしろき野をばなやきそ若草に

制度

〔類聚三代格 十六〕太政官符

寺并王臣百姓山野藪澤濱島盡收入公事

右被右大臣宣稱奉勅准令山川藪澤公私共利所以至有占點先頻禁斷如聞寺并王臣家及豪民等
不憚憲法獨貪利潤廣包山野兼及藪澤禁制芻樵奪取鎌斧慢法蠹民莫過斯甚自今以後更立嚴科
不論有官符賜及舊來占買並皆收還公私共之墾田地者未開之間所有草木亦令共採但元來相傳
加功成林非民要地者量主貴賤五町以下作差許之墓地牧地不在制限但牧无馬者亦從收還其京